

大府市飲料水供給施設維持管理要領

第1 目的

この要領は、水道法の適用を受けない給水施設の整備促進及び適正な維持管理を行うことにより衛生的に安全な飲料水を供給することを目的とする。

第2 適用の範囲

この要領の適用となる施設は、一般の需用に応じて水道により飲料水を供給する施設であつて、給水人口が100人以下の給水施設とする。

第3 施設の整備

(1) 取水施設、浄水施設、配水施設等

取水施設、浄水施設、配水施設等が不完全と思われる施設については、水道施設基準（水道施設の技術的基準を定める省令）に準じて整備すること。

(2) 消毒設備

消毒設備は衛生管理上最も重要であり、必ず設置するとともに平常よりその整備点検に努めること。

(3) 柵及び施錠

施設内に関係者以外の者又は動物が侵入できないよう柵をし、施錠すること。

第4 維持管理

(1) 汚染防止

施設における汚染防止については、配水管の漏水の有無、汚染のおそれのある器具との連結などに注意し、特に水源における汚染防止については、次の点に注意すること。

ア 河川表流水源及び貯水水源では、し尿、下水、農薬及び工場排水などの流入に注意し、これらに対し万全の措置を講ずること。

イ 地下水源にあっては、その周辺における地表面の直接汚染源について注意するとともに、汚水の地下浸入についても考慮すること。

(2) 塩素消毒

水道による感染症発生の原因は、そのほとんどが塩素消毒の不備・不徹底であることから、消毒が中断しないよう常に消毒設備を整備し、給水栓水の遊離残留塩素濃度を常に0.1mg/L以上（結合残留塩素濃度0.4mg/L以上）に保持すること。

(3) クリプトスポリジウム対策

水道水中のクリプトスポリジウム等に関する対策の実施については、「愛知県内の水道事業等におけるクリプトスポリジウム等対策方針」（平成19年9月11日付け19生衛第578号愛知県健康福祉部健康担当局長通知）に準じて実施すること。

(4) 水質検査

水質検査は、水道法第20条の規定に準じて、定期及び臨時の水質検査を実施すること。

なお、水質検査計画についても水道法施行規則の規定に準じて策定すること。

また、日常検査（色及び濁り）から別表により水質管理を行うこと。

(5) 健康診断

施設管理業務従事者は、水道法第21条の規定に準じて、定期及び臨時の健康診断を実施すること。

(6) 消毒剤の貯蔵

塩素剤は少なくとも10日分以上の量を確保し、乾燥した冷暗所に貯蔵すること。

(7) 管理責任者の設置

施設の適正な管理を行うため、管理責任者をおくこと。

第5 その他

- (1) 給水施設の使用開始前に、水道法第4条の規定による水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認すること。
- (2) 水質汚染事故が発生した場合は、速やかに市長に連絡すること。
なお、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険であることを関係者に周知すること。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。